

令和2年7月13日

P T A 会員の皆様

杉並区立向陽中学校 P T A
会長 小早川 康子

令和2年度 P T A 定期総会（書面総会）のご報告

日頃から、P T A 活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
さて、令和2年度 P T A 定期総会（書面総会）の件、下記のとおりご報告いたします。

◎総会成立の資格確認

P T A 会員数 284名（家庭数 265名 教員数 19名）

賛成 125名

未返信（賛成と捉える） 143名

委任 16名

反対 0名

提出数 141件 うち オンライン書面表決 125件 委任状 16件

P T A 会則 第三章第 11 条（会議の成立と議決）により、

書面議決の承認及び第 1～3号議案は、会員数の二分の一（委任含む）、

第 4号議案は、会員数の三分の二（委任含む）のオンライン書面表決および委任を

以って本総会は成立いたしました。

記

◎議案

書面議決の承認

賛成 (284)・反対 (0)

第 1号議案 令和元年度 決算報告

賛成 (284)・反対 (0)

第 2号議案 令和2年度活動計画案審議

賛成 (284)・反対 (0)

第 3号議案 令和2年度予算案審議

賛成 (284)・反対 (0)

第 4号議案 P T A 規約会則改定について（案）

賛成 (284)・反対 (0)

上記のとおり、すべての議案についての承認決議をご報告いたします。
向陽中PTAの委員会から「成人教育委員会」は廃止となりました。
メールにて返信をくださった会員の皆様のご協力に、感謝申し上げます。
引き続き、PTA活動へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お詫びと訂正】

令和2年度PTA定期総会(書面総会)のご案内におきまして、「通常の総会同様、出席者(会員数)の二分の一以上(委任含む)の賛成をもって可決とします」とありますが、PTA会則第三章第11条に「会則の変更は総会もしくは臨時総会で委任を含めた定数の三分の二の賛意を得なければならない」とありますので、今回の議事につきましては、書面議決の承認及び第1～3号議案は委任を含めた定数の二分の一、第4号議案は委任を含めた定数の三分の二の賛意をもって可決となります。

以上、お詫びして訂正いたします。

以上